

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年6月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和8年3月3日（火）午前10時頃、周南市毛利町2丁目の市道徳山港線を走行中の車両が、路面の穴ぼこを通過した際に、タイヤ及びホイールを損傷した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥35,752-

2 専決処分の年月日

令和8年3月27日